

茨城県土木部建設工事等入札心得（電子入札用）

茨城県が電子入札により指名競争入札に付する建設工事・建設コンサルタント業務等の入札条件及び留意事項等は、次のとおりである。

なお、この入札心得において示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

1 全般的な留意事項

- (1) 入札に際しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、茨城県建設工事執行規則（昭和 43 年茨城県規則第 69 号）、茨城県建設コンサルタント業務執行規則（平成 8 年茨城県規則第 19 号）、茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号）、茨城県土木部建設工事等電子入札運用基準（令和 3 年 1 月施行）を遵守すること。
- (2) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為をしないこと。
- (3) 入札に当たっては、競争を制限する目的で入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 入札方法及び提出資料

- (1) この入札は、入札及び届出等を電子入札システムにより行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい者は、担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。紙入札の承諾に関しては、担当部局に承諾（移行）願を提出するものとする。
- (2) 入札書は、電子入札システムにより提出するものとし、持参又はファクシミリによる入札は認めない。ただし、(1)により承認を得た場合には、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより送付することができる。
- (3) 入札書の受付日時の中にこの入札の担当部局において使用する電子計算機に備えられたファイルに入札金額その他所定の情報が記録されない入札書は、受理しない。郵送及び電子メールによる場合には、受付期限を過ぎて到達した入札書は、受理しない。
- (4) 入札は、初回を含め 2 回を限度とする。ただし、茨城県財務規則付則第 7 項に規定する場合においては、1 回とする。

(5) 提出した入札書の引換え、変更又は取消しは、認めない。入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。

(6) 入札を希望しない場合は、入札書を提出するまではいつでも辞退することができる。

入札を辞退するときは、入札書の提出期間中に電子入札システムにより辞退届を提出すること。この入札の担当部局の承諾を得た場合には、入札書の提出締切日までに辞退届を郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより提出すること。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(7) 入札参加者が1人の場合は、入札を中止する。

(8) 紙入札の承諾を得た者は、書面により資料の提出及び入札等を行うことができる。

(9) 入札書にくじ番号（3桁の任意の数字）を入力すること。紙入札（電子メールで提出されたものを含む。）による場合には、入札書余白に「くじ番号○○○（3桁の任意の数字）」と記載して提出すること。なお、くじ番号の記載がない場合は、「000」とみなす。

3 工事における特例

(1) この工事に希望する請負金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第45条に該当するもの（建築一式工事1,500万円以上、その他の建設工事500万円以上、ただし、建設業法第2条第1項に規定する建設工事に該当しない除草工事等を除く。）である場合は、契約締結日において、契約締結日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する審査をいう。）を受けていることを証する書類を以下のア～ウにより提出し得ない者は、この入札に参加しないこと。

ア 入札の結果、落札候補者となった者は、発注機関からの提出の指示に従い、最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27第1項及び第27条の29第1項に基づく通知（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第25号の15））の写しを提出すること（発注機関が指定した期日までに提出できない落札候補者とは契約を締結せず、不誠実な行為として取り扱う）。

イ アにおいて、総合評定値の請求をしていない者は、最新の経営規模等評価結果通知書及び経営状況分析結果通知書（建設業法第27条の25第1項に基づく通知（建設業法施行規則別記様式第25号の13））の写しを提出すること。

ウ ア～イにおいて、入札参加者が共同企業体である場合には、すべての構成員について提出すること。

(2) 入札に際し、入札金額に対応した工事費内訳書の提出を以下のア～エにより求め

る。ただし、建設業法第2条第1項に規定する建設工事に該当しない除草工事等については、この限りでない。

ア 工事費内訳書の様式は、任意とするが、別に定める作成例に準じて作成するものとする。

イ 工事費内訳書は、返却しない。提出された工事費内訳書の引換え、変更又は取消しは認めない。

ウ 工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。

エ 談合があると疑うに足る事実があると判断される場合には、提出された工事費内訳書を公正取引委員会等に提出する。

(3) この工事が、建設業法施行令第27条第1項に定めるもの（建築一式工事8,000万円以上、その他の建設工事4,000万円以上）に該当する場合（同条第2項に該当する場合を除く。）は、専任の主任技術者、専任の監理技術者又は特例監理技術者及び専任の監理技術者補佐のいずれかを工事現場に配置すること。

契約後、主任技術者等をやむを得ず変更する場合も同様とすること。

(4) 入札執行日（入札の申込を伴う場合にあっては、入札の申込のあった日）において雇用関係（この工事が、建設業法施行令第27条第1項に定めるもの（建築一式工事8,000万円以上、その他の建設工事4,000万円以上）に該当する場合（災害復旧工事である場合を除く。）は、引き続き3月以上の雇用関係をいう。以下同じ。）がある主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐（以下「主任技術者等」という。）のいずれかを工事現場に配置すること。なお、入札の結果、落札者となった者は、発注機関からの指示に従い、主任技術者等に係る健康保険被保険者証その他雇用関係があることを証する書類の写しを提出すること（契約締結期限日までに提出できない落札者とは契約を締結せず、不誠実な行為として取り扱う）。

(5) この工事が、建設業法施行令第27条第1項に定めるもの（建築一式工事8,000万円以上、その他の建設工事4,000万円以上）に該当しない場合において、以下の条件をいずれも満たす場合には、営業所の専任技術者を監理技術者又は主任技術者として工事現場に配置することができる。

(7)本工事を落札した場合に契約を締結する営業所に属する営業所の専任技術者であること。

(4)本工事箇所及び属する営業所が茨城県内にあること。

なお、営業所の専任技術者が本工事の監理技術者又は主任技術者として配置された場合は、本工事における現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できると受注者が証したものとみなす。

4 支払条件

- (1) 前払金の契約金額に対する割合は、以下のとおりとする。
 - (工事)
 - 4 割以内
 - (委託業務)
 - 3 割以内
- (2) 中間前払金の契約金額に対する割合は、以下のとおりとする。
 - (工事)
 - 2 割以内
- (3) 「ゼロ債務負担行為」を活用した工事である場合、契約初年度の支払限度額が設定されていないため、契約初年度は、前払金、中間前払金及び部分払金の支払請求ができないものとする。

5 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

- (1) 入札について不正の行為があった場合
- (2) 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合
- (3) 指定の日時までに到達しない場合
- (4) 入札書を 2 通以上提出した場合
- (5) 他の代理を兼ね又は 2 人以上の代理をした場合
- (6) 紙入札の場合で、委任状を提出しない代理人が入札をした場合
- (7) 工事費内訳書の提出がない場合（3(2)において提出を求めた入札に限る。）
- (8) 入札執行（開札）日までに指名停止措置を受けた場合
- (9) 電子入札の場合で、有効な電子証明書を取得していない者が入札をした場合
- (10) 担当部局の承諾を得ず又は指示によらずに紙入札をした場合
- (11) 電子入札と紙入札の両方を行った場合
- (12) 電子入札による場合で、入札者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む場合

6 落札者の決定方法等

- (1) 落札者の決定方法は、地方自治法第 234 条の定めるところにより予定価格の範囲内で最低価格で入札書の提出をした者を落札者とするを原則とする。

なお、予定価格は、次に掲示する（茨城県財務規則付則第 7 項に規定する場合に限る。）。

入札情報サービス

URL:<http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html>

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 最低制限価格を設定しているときは、最低制限価格未満の入札をした者は、落札者とはせず、この入札におけるそれ以降の入札には、参加できない。
- (4) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (5) 低入札価格調査基準価格を設定しているときは、低入札価格調査制度実施運営要領及び土木部建設コンサルタント業務等委託業務低入札価格調査試行要領に定める価格を下回って入札した者は、発注者の求める資料を提出しなければならない。なお、発注者の求める資料を期限までに提出しない場合、又は低入札調査表若しくは回答書を提出したにもかかわらず事情聴取に応じない場合は、入札を無効とする。

7 その他

- (1) この入札の対象案件が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事である場合は、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算したうえで入札すること。また、落札者は、契約に当たり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用等について落札決定後に発注者と協議を行うこと。
- (2) この入札の対象案件が分割発注である場合には、落札者は、同日に実施されるその後の他の分割工事の入札に参加できない。この場合においては、すでに提出された入札書は、開札せず、無効として扱うものとする。
- (3) 主任技術者等の途中交代については、主任技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合、工事工程上技術者の交代が合理的な場合に認める。
なお、主任技術者等を変更する場合は、建設業法第 26 条の規定を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。また、工事の継続性、品質確保等に支障を生じさせない観点から、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とすること、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置をとること。

